

随意契約結果書

| | |
|--|---|
| 物品等の名称 及び数量 | 建設業情報管理システム電算処理業務 |
| 契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地 | 支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森田 康夫 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階 |
| 契約締結日 | 令和 6年 4月 1日 |
| 契約の相手方の 氏名及び住所 | 一般財団法人建設業情報管理センター 東京都中央区築地2丁目11番24号 第29興和ビル7F |
| 契約金額 (消費税及び地 方消費税含む) | ¥3,419,240- |
| 予定価格 (消費税及び地 方消費税含む) | ¥3,419,240- |
| 随意契約による こととした理由 | 別紙のとおり |
| 備考 | 年間予定額 3,419,240円(単価契約) |

随意契約理由書

1. 業務名：建設業情報管理システム電算処理業務
2. 隨意契約の相手方：一般財団法人建設業情報管理センター
東京都中央区日本橋大伝馬町14-1
住友生命日本橋大伝馬町ビル5階
3. 隨意契約適用法令：会計法第29条の3第4項
予算決算及び会計令第102条の4第3号
4. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、建設業者に係るデータの登録を受け入れ、膨大なデータを蓄積・管理し、全国オンラインネットワーク化を行うことにより、建設業許可事務データ等の厳正化・迅速化を図り、建設業者に対する指導監督等の行政事務を厳正に行うこととしている。

2) 業務の内容

具体的内容としては、全国オンラインネットワーク化された建設業情報管理システム（以下「本システム」という。）を国土交通省（地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。）及び都道府県（以下「許可行政庁」という。）が利用することにより、

①建設業許可に必要な営業所の専任技術者の名義貸し等を防止すること
②建設業者の許可情報等を許可行政庁間で共有すること
が図られ、建設業者に対する指導監督業務を適正に行うとともに、建設業許可事務等の厳正化・迅速化が可能になる。

3) 隨意契約に付する理由

本システムについては、一般財団法人建設業情報管理センターが所有しているものであり、同センターは、建設業者の情報等について、全国を通じて一元的なデータ収集・管理を行い、不良・不適格業者の排除に寄与すること等を目的として、昭和62年に設立されたものである。

また、これらの目的は、一の許可行政庁が欠けても、達成することができないため、全ての許可行政庁が同一のシステムを使用する必要があり、国土交通省及び47都道府県の合意に基づいて、本システムを構築し、以後、改良・管理・運営を行ってきたところである。

加えて、本システムには、膨大なデータが蓄積されており、その稼働に当たっては、通常の維持管理への対応、さらには、蓄積される膨大なデータの集中的な管理を行うため、専門的な知識を有する相当数の人員が必要であり、本システムに精通した人員が専属で配置され、管理、運営を行う体制が求められるものである。

以上の理由により、同センターは、唯一、本システムを所有し、かつ、本業務を遂行できる団体であることから、当該一般財団と随意契約を行うこととしたものである。

(随意契約理由書作成者)
建政部 建設産業課長